

5 裁判所の調停・審判による場合

- ・家庭裁判所の調停・審判で遺産分割が決定した場合は、以下の書類等が必要です。
- ・調停調書（謄本）、審判書（謄本）等は原本の提示が必要です。ご提示いただいた調停調書（謄本）、審判書（謄本）は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	必 要 書 類	入手先
1	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書 ・発行より6ヶ月以内のもの ・相続される方が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役所
2	調停調書謄本 ・調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本・確定証明書 ・審判による場合にご準備ください。	家庭裁判所
3	相続に関する依頼書 ・当金庫の預金等を相続される方（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
4	相続に関する委任状 ・当金庫の預金等を相続される方（代表として手続きを行う方以外）に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
	払い戻し等の際、窓口にお持ちいただくもの	
5	当金庫の預金等を相続される方（代表者）の実印 ・当金庫の預金等を相続される方（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）の実印。	お客さま
6	被相続人様（亡くなられた方）の通帳・証書・キャッシュカード等 ・お手続きされる預金口座の通帳・証書・キャッシュカード等をご準備ください。喪失されている場合は、別途ご提出いただく書類がございます。	お客さま

※被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。